

第11章 流動性管理手法からみたイスラーム金融の 多様性再考

著者	長岡 慎介
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	アジ研選書
シリーズ番号	23
雑誌名	世界に広がるイスラーム金融：中東からアジア， ヨーロッパへ
発行年	2010
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00016947

第 10 章

イスラーム金融の現在と変容する多様性

吉田 悦章・長岡 慎介



第 1 節 問題の所在

1970 年代に中東地域で本格的な商業展開が始まったイスラーム金融の実践は、現在に至るまでさまざまな金融商品の開発や制度的枠組みの整備をとめないながら、世界各地で展開されている。そのような世界展開の過程のなかでイスラーム金融の実践は種々の面で多様化している。このことは、本書の第 I 部の各国別のイスラーム金融の沿革や現状を踏まえた分析からも明らかである。ここでのイスラーム金融の「多様性」とは、具体的には、各国で異なるイスラームのあり方や、規制・監督枠組み・市場ニーズの影響を受けてイスラーム金融の位置づけや実践に差異があることを指している。

しかしながら、従来の研究では、地域や国ごとの事例分析を概観し、イスラーム金融の多様性を確認するだけにとどまることが多く、そのようなイスラーム金融の多様性がどのような要因で生まれるのかについての包括的な考察はほとんどなされてこなかった。

これは、イスラーム金融の多様性自体があまりにも自明であったという事実に起因しているだけでない。イスラーム金融に携わる当事者のなかには、イスラーム金融の実践のあり方をできるだけ標準化させることに関心を抱く人々も見受けられるが、そのような人々は、現在ある多様性をうまく生かす形でイスラーム金融の標準化の達成を試みるのではなく、標準化

の枠組みを設定しそれにもとづきイスラーム金融の実践が一元的に収束すべきであると考えている。したがって、このような態度からは、多様性自体をとらえ直すという視点が出てこないのは明らかであろう。

このような研究の現状を踏まえて、本章では、イスラーム金融の多様性を正面から取り上げることにする。まず序論で示された枠組みを拡張し、第I部で取り上げられた事例に触れながら、イスラーム金融の多様性がどのような要因によってもたらされているのかについて、より詳細に分析することにする。そのうえで、イスラーム金融の多様性の現状をどのようにとらえたらよいのかについて、今後の展望も含めて考える。イスラーム金融の多様性については、現在に至るまで、イスラーム金融に関わる多くの人々の間で広く共有されている見方がある。それは、イスラーム金融の多様性を東南アジアと中東湾岸地域という地域的差異でとらえることができるというものである。本書では、これを「西巖東緩論」と呼ぶ。このような見方は、必ずしもイスラーム金融の多様性の現状を正確かつ適切に示しているものとはいえない。そこで、本章では、この共有された見方である「西巖東緩論」を批判的に検討することで、イスラーム金融の多様性の現状を理解する術を論じることにする。

第2節 イスラーム金融の多様性、再考

1. イスラーム金融の多様性を理解するための枠組み

本書第I部の各国別の分析からは、イスラーム金融の沿革から金融商品、国内市場における役割など、イスラーム金融の実践のあり方が国によって大きく異なっていることが明らかになった。本節では、そのような多様性を生み出す諸要因について、序論で示された枠組みを拡張し、いくつかのカテゴリーに細分することで分析を進める。

イスラーム金融では、開発された金融商品の実用化のためには、イスラーム法学者によって構成されるシャリーア諮問委員会での承認が必要で

ある。そのため、イスラーム金融機関が提供しているあらゆる業務は、イスラーム法を解釈するイスラーム法学者の影響を強く受けており、彼らの解釈の仕方が、イスラーム金融の差異を生み出す大きな要因となっている。また、イスラーム金融の実践やその方向性は、各国政府のイスラーム自体に対する政策的態度によって左右されることが多い。これらに鑑みると、イスラーム金融の多様性を生み出す要因の多くを「イスラーム的要因」と括ることができる。

しかしながら、イスラーム金融の多様性は「イスラーム的要因」のみによって生み出されるわけではない。イスラーム金融の実践のあり方は、各国政府や金融当局が自国の金融セクターのなかにイスラーム金融をどのように位置づけているか、あるいはイスラーム金融業の育成・促進にどのような考え方をもっているのかによって変わってくる。また、イスラーム金融に関連するさまざまな国際機関によって作成された諸基準の採否や、他地域に拠点を置くイスラーム金融機関の自国への進出や欧米の従来型金融機関による新規参入によっても、各地域・各国のイスラーム金融の実践のあり方は多様性を帯びてくる。本書では、これらを「経済的要因」と呼ぶことにする。

このような括り方とは別に、イスラーム金融の多様性をどの位置から規定しているのかという観点も必要である。たとえば、政府部門の政策的態度や金融行政は、イスラーム金融という産業の外からその実践のあり方を決める要因となっている。一方、イスラーム金融商品のシャリーア諮問委員会による可否の決定やイスラーム金融関連機関による諸基準の採否の判断、さらに他地域のイスラーム金融機関や欧米の従来型金融機関による新規参入の影響によって生じる多様性は、イスラーム金融という産業の内側のダイナミズムによって規定されている。ここでは、前者を「外部要因」、後者を「内部要因」と呼ぶことにする。

以上により、イスラーム金融の多様性を生み出す諸要因を、ふたつの分類軸から構成される4つの領域に分けることができた。それを示したものが表1である。

表1 イスラーム金融の多様性をもたらす諸要因

	外部要因	内部要因
イスラーム的 要因	<ul style="list-style-type: none"> ・各国の対イスラーム政策 ・イスラーム法学派の違い 	<ul style="list-style-type: none"> ・シャリーア諮問委員会での経済合理性とイスラーム法へのレジティマシーをめぐるせめぎ合い
経済的 要因	<ul style="list-style-type: none"> ・各国金融当局のイスラーム金融施策 	<ul style="list-style-type: none"> ・イスラーム金融関連の国際組織による諸基準の採否 ・他地域のイスラーム金融事業者の影響 ・自国の従来型金融機関からの影響

(出所) 筆者作成。

2. 何がイスラーム金融の多様性をもたらすのか

ここでは、前項で提示した4つの領域をそれぞれ取り上げ、第I部での各国の事例研究の成果にも触れながら、各要因がどのようなイスラーム金融の多様性を生み出しているのかについて検討する。

(1) イスラーム的・外部要因

この組み合わせで考えられる代表的な要因は、各国の対イスラーム政策の状況とイスラーム法学派の違いである。

① 各国の対イスラーム政策

政府の対イスラーム政策がイスラーム金融の実践のあり方に影響を与えている例は多くの国々で見られる。たとえばマレーシアは、政府の政策的イニシアチブによってイスラーム金融が強力にプロモーションされた代表的な国である。同国では、1970年代初頭から導入された新経済政策（New Economic Policy 1971-90, NEP）によって、ムスリムが多くを占めるマレー系が優遇されるようになった。このことは、イスラーム金融の前史的文脈においては、イスラーム的な経済システムが発展する土壌が形成された画期ととらえることができるだろう。その後、1991年にはマハティール政権によって「ワワサン 2020（ビジョン 2020）」が掲げられ、石油の富に拠

らない「イスラーム的開発」モデルの追求が公に謳われ、イスラーム金融はその一翼を担うことになった。これらの政策に支えられ、1990年代には、イスラーム金融に関連する法的枠組み（1993年の無利子金融スキーム）やさまざまなインフラストラクチャー（1994年のイスラーム銀行間短期金融市場の開設、1997年のマレーシア中央銀行におけるシャリーア諮問評議会の設置など）が整備された。

一方で、世界最大のムスリム人口（2億3000万人）を抱えるインドネシアは、同じ東南アジアでありながらイスラーム金融の導入が遅れた。これは、マレーシアと比べて、インドネシアでは当時のスハルト政権が宗教を国家運営から排除していたため、イスラーム金融を促進する政策を政府がとりにくかったことが影響していた。

パキスタン・イラン・スーダンの3カ国は、マレーシア以上にイスラーム金融の導入を推進した国である。これらの国々では、1970年代後半から1980年代の前半にかけて、政府によってさまざまなイスラーム化政策が取り入れられた。パキスタンでは1977年にクーデタによって政権を奪取したズィヤール・ハックによって、イランでは1979年のイスラーム革命によって、スーダンでは1960年代末に政権を掌握したヌマイリーによってイスラーム的な政策の導入が進んだ。そのため、これらの国々では、イスラーム金融の導入が政策的にも行いやすかったばかりか、むしろ、政治的に必須なものとして認識され、包括的なイスラーム経済システムの導入が進んだ。

これとは対照的に、イスラーム的な国家理念の枠組みのなかで従来型金融を独自の「イスラーム的解釈」により容認してきたサウジアラビアでは、そのような解釈の整合性をとるためにイスラーム金融の導入には極めて消極的であった。

ヨルダン・エジプト・トルコは、上記4カ国とは対照的に世俗的な勢力が長らく政権を握ってきたことから、イスラーム銀行が比較的早い時期に設立されたにもかかわらず、その後、イスラーム金融をとりわけ促進する政策はほとんどとられてこなかった。このことは、これらの国々におけるイスラーム金融の実践が、長い間にわたって通常の銀行法から隔離された

特別な法的枠組み(エジプトでは1977年のエジプト・ファイサル・イスラーム銀行法, ヨルダンでは1978年のヨルダン・イスラーム銀行法, トルコでは1983年の特別政令)によってのみ可能だったという歴史的事実からもうかがい知ることができる。

サウジアラビアとオマーンを除く中東湾岸諸国では, 各国の政府が政治的イスラームとイスラーム金融を切り離し, 深刻な政治的イシューにならない限り, 経済発展を促進するという観点からイスラーム金融に特別な規制を加えることはなかった。そのため, これらの国々では, 1970年代から起り始めた地場の商人たちによる熱心なイスラーム銀行設立運動が結実し, 現地に根付いた金融サービスを提供できるイスラーム銀行が作られた。このような下からのイスラーム金融の促進は, 上からのイスラーム金融の促進を図ったマレーシアやパキスタン・イラン・スーダンとは好対照である。

②イスラーム法学派の違い

第1の組み合わせに分類し得るもうひとつの要因は, イスラーム法学派の違いによるイスラーム金融の多様化である。イスラーム法学には法解釈のための方法論が異なるいくつかの学派が存在する。たとえば, スンナ派では, ハナフィー学派・マーリク学派・シャーフイー学派・ハンバル学派が四大法学派として知られている。このうち, シャーフイー学派は, 新たな法解釈(イジュティハード)を行う際に, 「形式」よりも「意図」を重んじる傾向にある。イスラーム金融の文脈に即していうならば, 外見上の金融取引の形式のイスラームへの適合性よりは, その取引の目的がイスラーム的に容認し得るか否かが問われることになり, より柔軟な解釈が可能になると考えられている。実際に, シャーフイー学派の方法論に依拠した法解釈のもとでは, さまざまなニーズに柔軟に応じたイスラーム金融商品が開発されている。

現代のイスラーム世界において, シャーフイー学派が多数派を占めているのは, 東南アジアである⁽¹⁾。マレーシアが1990年代に次々と新しい金融商品を開発した背景には, そのようなシャーフイー学派が多数を占

める環境があったことがよく指摘されている。一方で、シャーフィイー学派が少数派となっている中東湾岸地域では、マレーシアが開発したような金融商品は導入されなかった。

このようなイスラーム法学派の差異と用いられる金融商品との関係性と地域的な多様性については、多くの研究で言及されており (Haron and Shanmugam [1997], Visser [2009]), 法学派の地域的分布に差異があることでイスラーム金融の実践が多様化しているという捉え方は、金融商品開発の最終的な評決の権限をもっているのがシャリーア諮問委員会であるということから一面の真実を表してはいるように思われる。しかし、最終的な評決に至るまでには法学派の違いのほかにもさまざまな検討材料が俎上にのぼっていることがわかっており (小杉・長岡 [2010: 97]), 法学派の地域的分布の差異以外の要因がイスラーム金融の実践の多様化に影響を与えていることにも留意する必要がある。

(2) イスラーム的要因+内部要因

この組み合わせで考えられる代表的な要因は、シャリーア諮問委員会での経済合理性とイスラーム法へのレジティマシーをめぐるせめぎ合いである。シャリーア諮問委員会を構成しているイスラーム法学者はいずれかの法学派に属しており、第1の組み合わせ (イスラーム的要因+外部要因) で述べたような法学派の違いが、少なからずシャリーア諮問委員会の見解に影響を与えている。しかし、ここでのシャリーア諮問委員会における内生的なせめぎ合いは、法学派の違いを超えた (あるいは違いを無差別化した) イスラーム法学者間の見解・志向性の相違に注目の重点が置かれる。すなわち、イスラーム法学者が、金融市場からのニーズや当該金融商品の経済合理性を重視するのか、イスラーム法の理念やレジティマシーを重視するのかという見解・志向性の相違によって生み出される多様性が念頭に置かれているのである。

1990年代のマレーシアでは、バイウ・イーナやバイウ・ダインをベースとした流動性管理手法のような市場のニーズをより重視した金融商品が数多く開発された⁶²⁾。そこでは、シャリーア諮問委員会においてそのよう

な金融商品を容認する決議が表裏一体に存在する。そのような決議を出したイスラーム法学者の見解を参照すると、彼らは、市場のニーズに応え得る金融商品の開発の必要性を痛感し、経済合理性をより重視していることがうかがえる³⁾。

一方で、中東湾岸地域のイスラーム金融機関のシャリーア諮問委員会のメンバーの多くは、同時期、マレーシアとは対照的に、イスラーム法への適合性を満たすことが、金融商品を開発する際に、最も優先されるべきことであると考えていたとされる。そのため、同地域のシャリーア諮問委員会のほとんどは、イスラーム法への適合性を軽んじた金融商品に対しては極めて懐疑的な決議を出すが多かった。1990年代に、マレーシアで積極的に用いられることになった金融商品の多くが、中東湾岸地域ではほとんど顧みられず、イスラーム金融の実践の地域的な多様性が生み出された背景には、このようなイスラーム法学者の軸足の置き方の差異があったことが多く指摘されている。

(3) 経済的要因+外部要因

この組み合わせで考えられる代表的な要因は、各国金融当局のイスラーム金融施策の差異である。ここでは、まず、サウジアラビアとオマーンを除く中東湾岸諸国におけるイスラーム金融施策の差異からみていきたい。第1の組み合わせ（イスラーム的要因+外部要因）では、これらの国々では、政治的イスラームとイスラーム金融が切り離されていることに言及した。そのため、総じて各国の金融当局は、イスラーム金融に対しては、特別扱いしない姿勢を長らくとっていた。裏を返せば、このことは、自国の経済成長や金融システムの整備のための一選択肢としてのみイスラーム金融を位置づけていたことを意味する。

たとえば、アラブ首長国連邦では、世界初の商業イスラーム銀行であるドバイ・イスラーム銀行が設立されたのは1975年であるが、イスラーム金融のための法的枠組みが整備されたのは1984年のイスラーム金融法まで待たねばならず、実践を完全に後追いしている。この法律は、内容的にイスラーム金融を制限するものでもなく、促進するものでもなかったため、

イスラーム金融の存在を追認するに過ぎないものだったといえる。

バハレーンは、1970年代半ば以降、内戦の始まったレバノンに代わる中東の金融センターの役割を担うようになっていた。アラブ首長国連邦とは異なり、イスラーム金融のための法的枠組みは2000年代に入るまで存在しなかったことから、イスラーム金融は金融センターの機能の一端を担うものとして従来型金融と同一視されていたことがうかがえる。一方、同じ中東湾岸諸国でもクウェートは、1990年代まで政策的にひとつのイスラーム銀行（クウェート・ファイナンス・ハウス）の設立しか認めていなかったが、このことは、当局がイスラーム金融を抑制していたというよりは、イスラーム金融に関するリソースを一箇所に集中させる政策をとっていたと解釈する方が正確だと思われる。

2000年代に入ると、中東湾岸諸国の金融当局は一転、イスラーム金融に対して積極的な姿勢をみせ始める。バハレーンは、2002年にイスラーム金融のための包括的なフレームワーク（Prudential Information and Regulation for Islamic Banks Framework）を策定し、国内の金融システムを従来型金融とイスラーム金融が並立するデュアル・システムとすることを明確に宣言した。また、カタールは、中央銀行とカタール・ファイナンス・センター（QFC）が、それぞれの監督するイスラーム金融機関に向けた特別ルールを制定した。クウェート・ファイナンス・ハウスしか認められていなかったクウェートも2004年に銀行法のなかにイスラーム金融に関する規定が新たに定められ、新規のイスラーム銀行の参入が認められるようになった。

アラブ首長国連邦では、前述の国々と異なり、銀行法の改正や一国全体に適用される新たな法的枠組みは作られていないが、1997年のアブダビ・イスラーム銀行の設立を皮切りに、イスラーム金融機関の新規参入が相次いでいる。同国を構成する7首長国のひとつであるドバイ首長国は2004年にドバイ国際金融センター（DIFC）を立ち上げたが、同年にはDIFCのみに適用されるイスラーム金融規制監督法が制定され、その後も関連する法的枠組みの整備が続いている。これは、前述の1984年のイスラーム金融法制定時とは異なり、アラブ首長国連邦でもイスラーム金融を推進して

いくという当局の強い姿勢の現れだと受け止められている。

一方、非イスラーム諸国に分類されるイギリス・シンガポール・香港のようないわゆる金融先進国の金融当局も、2000年代に入って以降、イスラーム金融に対するさまざまな取り組みを始めている。なかでもイギリスは、イスラーム金融に対する各種税制措置の整備が進んでいる。ただし、ここで注意すべきなのは、マレーシアや中東湾岸諸国と異なり、これらの国々の当局がイスラーム金融だけを優遇することを意図しているわけではないという点である。イスラーム金融に対する諸施策は、従来型金融との公平な競争が行えるような環境作りの一環であり、イスラーム金融は、あくまでもこれらの国々の金融システムのひとつのサブ・セクターとしてとらえられている。

(4) 経済的要因+内部要因

この組み合わせで考えられる代表的な要因は、イスラーム金融関連の国際組織によって策定された諸基準の採否の判断、他地域のイスラーム金融機関や欧米の従来型金融機関による新規参入の影響によって生じる多様性である。なお、ここでの要因は、多様性を生じさせるベクトルだけでなく、多様性を収束させる要因ともなり得るものであり、両者の間のダイナミズムが最も明快に観察できるところである。

すでに、本書の随所で取り上げられているが、イスラーム金融にはその実践のさまざまな側面をサポートする関連組織が設けられている。代表的なものとしては、イスラーム金融機関の会計・監査の方法等についての基準作りを行っているイスラーム金融機関会計監査機構（AAOIFI、1991年設立、拠点はバハレーン）、イスラーム金融機関の業務の健全性に関わるさまざまな基準の策定を担っているイスラーム金融サービス委員会（IFSB、2002年設立、拠点はマレーシア）などが挙げられる。

AAOIFIは、2000年代以降、金融商品に関わるイスラーム法解釈の統一の検討にも積極的に取り組んでいる。これらの機関は、イスラーム金融の実践のグローバルなレベルでの標準化を目論んでおり、いくつかの国がそれらの策定された基準を採用している。たとえば、AAOIFIが策定した会

計・監査基準は7カ国で採用されている⁽⁴⁾。IFSBには、各国の金融当局や主要な金融機関がメンバーとして名を連ねている⁽⁵⁾。その意味では、これらの組織の取り組みがイスラーム金融の多様性を収束させる大きな土壌となっていることは間違いない。しかし、一方でこれらの基準を採用していない国々や金融機関もあり、この点だけで全体が収束に向かっているとの見方はできないだろう。

他地域のイスラーム金融機関や欧米の従来型金融機関による新規参入も、イスラーム金融の多様性を収束させる大きな原動力となっている。

他地域のイスラーム金融機関の新規参入を積極的に受け入れているのは、マレーシアである。同国では、2005年に外国に拠点を置くイスラーム金融機関が、マレーシア国内に現地法人を設立し業務を展開することが認められるようになり、クウェート・ファイナンス・ハウスやアッ＝ラジヒー銀行（サウジアラビア）、カタル・イスラーム銀行のような中東湾岸地域において実績のあるイスラーム銀行が相次いで進出してきた。

そのようななかで、マレーシアの金融当局は、これまでの経済合理性を重視した金融商品から、中東湾岸地域のイスラーム金融機関にも受け入れられやすい金融商品へと、国内で扱う金融商品のアラカルトをシフトさせてきている。これは、マレーシアに直接進出してきたイスラーム金融機関のための施策というだけでなく、マレーシアに投資を検討している国外（とりわけ中東湾岸地域）のイスラーム投資会社やファンドのもつ資金をマレーシア国内に引き寄せることも目的としている。その結果、マレーシアでは、1990年代の後半に使われていたバイウ・イーナ、バイウ・ダインをベースとした流動性管理手法から、中東湾岸地域でも受け入れられやすいコモディティ・ムラーバハにもとづく手法への切り替えが進んでいる。

さらに、HSBCに代表されるような欧米の従来型金融機関は、イスラーム諸国に拠点を置く金融機関と比べて、地域をまたぐ形でイスラーム金融サービスを提供する機会が多い⁽⁶⁾。そこでは、サービスの開始時から統一された金融商品を提供する機会が多いため、イスラーム金融の多様性を収束させるベクトルに対して大きく寄与しているといつてよいだろう。

第3節 地域的多様性を越えて

1. スナップショットとしての地域的多様性

前節の枠組みを用いた説明によってあらためて明らかにされたように、イスラーム金融の実践は、それをとりまくさまざまな要因の存在によって極めて多様な展開をみせている。しかしながら、冒頭でも取り上げたように、このようなイスラーム金融の多様性を東南アジアと中東湾岸地域の二項対立で説明しようとする「西厳東緩論」とでも呼ぶべきとらえ方がイスラーム金融論者のなかで主流となっている。

たとえば、イスラーム金融におけるイスラーム型証券 (*sukūk*) の歴史的展開を概説した Adam and Thomas [2004] の第1章では、マレーシアと中東湾岸地域で用いられるイスラーム型証券のタイプがそれぞれ異なっていたことが紹介されている。あるいは、Haron and Shanmugam [1997] では、債権取引の是非に対するイスラーム法学者の見解がマレーシアと中東湾岸地域で異なっていたことによって、両地域での金融商品の展開に大きな差異が出たことが指摘されている。

また、こうした見方は、海外の断片的知識にもとづく「分析」に終始することの多い日本のイスラーム金融の論調に少なからぬ影響を与えている。たとえば、2009年11月12日付の日本経済新聞ではイスラーム金融の現状に関する日本の識者の見解が紹介されており、イスラーム法解釈の地域による差異がイスラーム金融の世界的な広がりや難しさを難しくさせるといった懸念や、中東地域とアジアのイスラーム法解釈の違いを埋めるイスラーム金融商品の開発の必要性が説かれている。

しかしながら、前節でみてきたイスラーム金融の多様な展開からは、このような「西厳東緩論」がイスラーム金融の実践全般に妥当しないことは明らかであろう。反例を挙げると枚挙にいとまがないが、たとえば、ムスリムが多数を占めるマレーシアとインドネシアでは、イスラーム金融の発展の度合いや経験値がまったく異なっており、東南アジアという地域によってイスラーム金融の実践のあり方を一括りにすることには無理がある。

同様に、多くの類似性が指摘できる中東湾岸地域のなかでも、イスラーム金融の法的枠組みの整備の進捗度合いやイスラーム金融関連の国際組織によって策定された諸基準の採否も異なっており、単純に一括りにすることは難しい。

また、「西厳東緩論」のスコープには、東南アジアと中東湾岸諸国以外の地域のイスラーム金融の実践のあり方がまったく入ってこないことも問題である。金融システムのイスラーム化という観点からは、「西厳東緩論」はまったく妥当せず、そもそもイスラーム金融の実践の多様性をひとつの地域的差異の枠組みだけでとらえるだけでよいのかという疑念が生まれてくる。

さらに、上記に代表される諸論者は、「西厳東緩論」を支持する最大の根拠として、東南アジアと中東湾岸地域におけるイスラーム金融商品の用いられ方の差異を挙げているが、このような両地域の差異についても、1990年代のみに妥当する過渡的な現象であり、イスラーム金融の実践の多様性を東西の地域的差異という枠組みのみで理解することは必ずしも事実を正しく反映していない。この点については、次章で具体的に明らかにされる。

したがって、イスラーム金融の実態を丁寧に追うならば、イスラーム金融の多様性を東西の地域的差異としてとらえることは、あくまでも、イスラーム金融の多様性を理解するためのひとつの枠組みに過ぎないことがあらためて理解できるだろう。イスラーム金融の実践の東西の差異のみを過度に強調することは現状認識として一面的であり、イスラーム金融の多様な実践のあり方をとらえ損ねることになるのである。

2. 多様性は収束へ向かうのか？

最後に、本章でみてきたイスラーム金融の実践の多様性の今後について、多様性の収束・継続という観点から、当事者たちの見通しや現在進行形で起こっている事例を交えながら若干の検討を加えてみたい。

イスラーム金融の実践に携わる当事者の多くは、現状認識としての多様性の存在に理解は示しつつも、そのような多様性は将来的には収束してい

くだろうとの展望を抱いている。たとえば、イスラーム金融を積極的に推進しているマレーシア中央銀行の総裁を務めるゼティ・アフタル・アズィズは次のように述べている（Akhtar Aziz [2009]）。

金融商品のレジティマシーを与えるイスラーム法解釈の分野や関連諸規制監督基準の分野においては、すでに地域間の差異が収束に向かって進んでいる。そして、これらの動きは、さまざまな当事者（金融当局、バンカー、学者）を巻き込みながら、イスラーム金融を世界レベルで統合する大きな推進力となっている。

おそらく、この発言は多くの当事者の考えを代表しているものと思われるが、このような見通しを抱く根拠としては、以下の3つの現状を挙げることができるだろう。

ひとつは、本章の冒頭や第1節でも述べたようなイスラーム金融に関わる当局や業界挙げての世界的標準化の取り組みである。AAOIFIは、2000年以降、会計・監査の方法や金融商品や業務に関わるイスラーム法解釈に関する基準作りに熱心に取り組んでおり、同機構で決定された基準については、会計監査については *Accounting, Auditing & Governance Standards*、金融商品や業務に関わるイスラーム法解釈については、*Shari'a Standards* にまとめられ、出版されている。一方で、IFSBは、2002年の設立以来、金融業務の健全性に関わるさまざまな基準を公表している⁷⁾。

多様性が収束するという展望を支えている2番目の根拠は、1990年代に大きな差異がみられた金融商品のマレーシアと中東湾岸地域での差異の「部分的な」縮小である。たとえば、2000年代初頭まで、マレーシアで発行されるスークの大部分の利用スキームは、ムラーバハやBBAにもとづいたものであったが、第7章で明らかにされているように、2006年以降、その割合は激減しており、イジャーラやムシャーラカにもとづいたスキームのシェアが伸びている。このことは、第7章で指摘されている中長期の資金需要の増加という国内要因だけでなく、中東湾岸地域のイスラーム金融機関にも受け入れられやすいようなスキーム（イジャーラ、ムシャーラカ）を積極的に利用するというマレーシアの対外的施策も影響していると考えられる（第7章表3参照）。

また、タカーフル（イスラーム保険）の分野でも、当初、マレーシアではムダーラバをベースとした保険商品が主に利用されていたが、中東湾岸地域に影響力のあるイスラーム法学者が推奨するワカーラをベースとした商品へのシフトが進んでいる（吉田 [2007: 186]）。こうした移行の背景には、マレーシアがイスラーム金融の世界的標準化に対して最も熱心であり、そのイニシアチブのためにも範を示す必要があるというポリティカルな事情と、中東湾岸地域のイスラーム金融機関がマレーシアの国内イスラーム金融市場への参入を容易にするための現実的な対応があると考えられる。

3番目の根拠としては、イスラーム金融の実践を支える知のインフラストラクチャーの整備と情報ネットワークの形成が挙げられる。2000年以降のイスラーム金融の実践の盛り上がりとともに、イスラーム金融関連の国際組織や業界団体、研究機関が毎年のように国際会議を開催するようになってきている⁽⁸⁾。また、イスラーム金融に関する専門雑誌も数多く刊行されるようになったり⁽⁹⁾、関連の情報提供を行うニュース配信会社もいくつか設立されたりしている⁽¹⁰⁾。

このような知のインフラ整備と情報ネットワークの形成によって、地域を越えて、イスラーム金融に関する知識や情報が迅速に共有されるような体制が整ってきている。情報不足や情報伝達の齟齬にともなって多様性が生じる可能性は低くなり、互いの地域の実践の状況を参照できるような環境が整ったことは、イスラーム金融の世界的標準化を大いに期待させる状況であるといえよう。

そして、これらの現状に加えて、イスラーム金融の実践はまだ歴史が浅く、さまざまな側面で生じる多様性は、各地域・各国のイスラーム金融の発展段階の差異に帰着できる部分が多いという現状認識も、多様性が将来的には収束していくという展望を支えている。

それでは、イスラーム金融は、標準化の方向に向かっていくなかで、実践の多様性は縮減されていくのだろうか。展望を述べるならば、多様性はそのあり方の変容をとめないながら持続していくと考えられよう。それは次のふたつの要因の存在があるからである。

第1の要因は、非イスラーム諸国におけるイスラーム金融の発展と業界

全体におけるプレゼンスの増大である。1990年代後半から、HSBCやシティグループ（当時はシティコープ）といった欧米の主要金融機関が次々とイスラーム金融に参入し始め、2000年代になると新しい金融商品の開発といった側面においてイニシアチブを発揮するようになってきている。

たとえば、ドイツ銀行は、イスラーム法における約束（ワアド, wa'd）を利用したより流動性の高いイスラーム証券の開発を牽引しているが（Deutsche Bank [2007]）、当初はイスラームとは縁のなかった欧米の金融機関によるイスラーム金融商品の開発の設計思想は、従来型金融にある金融商品をイスラーム化、すなわちイスラーム金融に転用するという帰納的な性格が強い。このことは、イスラーム諸国のイスラーム金融機関がその勃興期にとった、イスラームの理念からの演繹的な金融商品の開発という設計思想とは異なっている。したがって、このような金融商品の開発も含めたイスラーム金融システムの設計思想の違いに起因する考え方の対立ともなう実践の多様化が生まれてくるように思われる。

ここで注意すべきは、そのような実践の多様化は、単なる「欧米系のイスラーム金融 vs. イスラーム諸国のイスラーム金融」という二項対立で生じるのではない点である。HSBS アマーナのようにすでにイスラーム諸国で10年以上のイスラーム金融サービスの提供を続けている欧米のイスラーム金融機関もある。したがって、ここでのイスラーム金融の多様性は、地域的多様性という枠組みを脱した形での展開になることが容易に予想できるだろう。

第2の要因としては、イスラーム金融の標準化をめぐる議論の高度化と複雑化が挙げられる。前述のように、イスラーム金融に関わる多くの当事者が世界的な標準化に向けて日夜奮闘しており、地域を越えて用いられる汎用性の高い金融商品も開発されてきている。しかしながら、イスラーム金融は、すでに登場している金融業務や商品の標準化に向けた擦り合わせだけをすればいいというわけではない。従来型金融との競争力を高め、さらなる発展を続けるために、より顧客の需要に応じた、あるいは優位性をもった金融サービスを新たに開発していく必要がある。それは、イスラーム金融の標準化を行いながら、一方で、標準化をめぐる議論がより高度に、かつ複雑になるこ

とを意味している。ここでの、高度化および複雑化とは、イスラーム金融の標準化の対象が、コンセンサスが得られにくいイスラーム金融のフロンティアの部分までおよぶことによって、議論がより沸騰し、それにとまってイスラーム金融の新たな多様性が生じることを念頭に置いている。

これらの要因を踏まえるならば、当事者の志向性は、イスラーム金融の多様性を収束させる方向に動いているものの、欧米系金融機関からの商品開発攻勢や議論の高度化・複雑化という文脈において、イスラーム金融の多様性自体は、形を変えて持続していくものと思われる。近年主流を占める標準化を志向する実務レベルの言説においては、イスラーム金融における多様性は、克服すべきものとしてネガティブなイメージを与えられているが、本章で検討してきたイスラーム金融の多様性に関する沿革と現状、および今後の展望に鑑みるならば、イスラーム金融における多様性の存在は、不可避のものであり、むしろ、不断の成長を続けている証左となるものととらえることができるだろう。筆者の一人が以前に指摘しているように（長岡 [2008]）、イスラーム金融における実践の多様性は、イスラーム金融の存在論的な特質なのである。

[注]

- (1) その他のスンナ派法学派は、おおまかにみると、ハナフィー学派がトルコ・中央アジア・南アジアに、マリック学派が北アフリカに、ハンバル学派が中東湾岸諸国に分布している。
- (2) バイウ・イーナ、バイウ・ダインの具体的な説明については第11章を参照。
- (3) マレーシア中央銀行のシャリーア諮問評議会のメンバーを設立以来務めているモハンマド・ダウド・バカルの論文（Bakar [2008]）を参照。
- (4) 7カ国（バハレーン、アラブ首長国連邦、ヨルダン、レバノン、カタール、スーダン、シリア）のうち、アラブ首長国連邦については、ドバイ国際金融センターでのみ採用。また、他に6カ国がAAOIFIを参考にした会計監査基準を策定している。
- (5) 2010年9月現在、IFSBには、正会員として26機関、準会員として23機関、オブザーバーとして147機関が登録されている。詳細は、IFSBのウェブサイト（<http://www.ifs.org>）を参照。
- (6) HSBCは、1998年にHSBCアマーナのブランドでイスラーム金融に参入した。

2010年9月現在、バハレーン、バングラデシュ、ブルネイ、インドネシア、マレーシア、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、イギリスの9カ国でサービスを提供している。

- (7) 2010年9月の時点で、IFSBは10個の基準を策定している。
- (8) 実務家向けとしては、世界イスラーム金融会議（World Islamic Banking Conference：WIBC）、IFSBサミット、ユーロマネー・イスラーム金融年次サミット（Euromoney Annual Islamic Finance Summit）の3つが代表的な国際会議である。一方、研究者向けとしては、イスラーム経済学国際会議（International Conference on Islamic Economics）、ハーバード大学イスラーム金融フォーラム（Harvard University Forum on Islamic Finance）が代表的である。
- (9) ロンドンにあるイスラーム銀行保険研究所（Institute of Islamic Banking and Insurance）発行のNew Horizon、ドバイにあるCPI Financial発行のIslamic Business and Finance、REDmoney社発行のIslamic Finance Asiaが代表的である。
- (10) Islamic Finance Information Service（IFIS）やIslamic Finance Newsが代表的である。

[参考文献]

<日本語文献>

- 小杉泰・長岡慎介 [2010] 『イスラーム銀行—金融と国際経済』 山川出版社。
- 長岡慎介 [2008] 「イーナとタワウルクからみた現代イスラーム金融のダイナミズム—地域的多元性から東西市場の融合へ」（『イスラーム世界研究』第2巻第1号 163-182 ページ）。
- 吉田悦章 [2007] 『イスラーム金融入門』 東洋経済新報社。

<外国語文献>

- Adam, Nathif J., and Abdulkader Thomas [2005] *Islamic Bonds: Your Guide to Issuing, Structuring and Investing in Sukuk*, London: Euromoney Institutional Investor PLC.
- Akhtar Aziz, Zeti [2009] *Opportunities and Collaboration in Islamic Finance*, A speech addressed at the Malaysia-UK Islamic Finance Forum, Kuala Lumpur, Malaysia, 8 July.
- Bakar, Mohd Daud [2008] "Developing Modern Islamic Financial System via Ijtihad: An Overview," in Mohd Daud Bakar and Engku Rabiah eds., *Essential Readings in Islamic Finance*, Kuala Lumpur: CERT Publications, pp. 27-43.
- Deutsche Bank [2007] "Pioneering Innovative Shari'a Compliant Solutions," *Deutsche Bank Academic Paper*.

- Haron, Sudin, and Bala Shanmugam [1997] *Islamic Banking System: Concepts and Applications*, Petaling Jaya: Pelanduk Publications.
- Nagaoka, Shinsuke [2007] “Beyond the Theoretical Dichotomy in Islamic Finance: Analytical Reflections on Murabahah Contracts and Islamic Debt Securities,” *Kyoto Bulletin of Islamic Area Studies*, Vo. 1, No. 2, pp. 72-91.
- Visser, Hans [2009] *Islamic Finance: Principles and Practice*, Cheltenham: Edward Elgar.